

事務連絡
令和8年3月23日

各県 ICT施工担当課長 殿

四国地方整備局
企画部長
(公印省略)

i-Constructionにおける「ICTの全面的な活用」について（参考送付）

下記のとおり、大臣官房 技術調査課長、参事官（イノベーション）より通知がありましたので、参考送付いたします。

記

- ・ i-Constructionにおける「ICTの全面的な活用」について（令和8年3月13日 国官技第513号、国官参イ第238号）

国官技第 513 号
国官参イ第 238 号
令和 8 年 3 月 13 日

各地方整備局 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

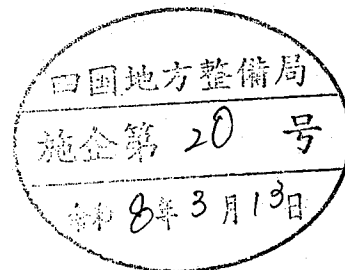
大臣官房
技術調査課長
参事官 (イノベーション)
(公印省略)

i-Construction における「ICTの全面的な活用」について

i-Construction における「ICTの全面的な活用」の取り組みの更なる促進を図るべく、別紙「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」に基づき、一層の普及推進を図られたい。

本通達は、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札契約手続きを開始する工事について適用するものとする。なお、別途定める積算要領については、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札書提出期限を設定している工事についても適用するものとする。

また、「i-Construction における「ICTの全面的な活用」について」(令和 7 年 3 月 11 日付け国官技第 487 号) は、令和 8 年 3 月 13 日をもって廃止する。



ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針

第1 ICTの全面的な活用を推進する工種

これまでの技術の普及状況等を踏まえ、以下の工種について「ICTの全面的な活用」（以下、「ICT活用」という）の推進を図るものとする。

ただし、その他の工種についても本省と協議のうえ、ICTの活用の推進を図る必要があると判断された工種については、積極的にその活用の推進を図るものとする。

ICT活用を推進する工種

工事工種体系ツリーにおける下記工種（レベル2）とする。

- ・河川土工、海岸土工、砂防土工
- ・道路土工
- ・舗装工
- ・付帯道路工
- ・浚渫工（バックホウ浚渫船）
- ・法面工
- ・地盤改良工
- ・法覆護岸工
- ・排水構造物工
- ・擁壁工
- ・構造物工
- ・基礎工

第2 実施体制

ICT活用の推進にあたっては、各地方整備局等が一体となって取り組む体制を整備し、ICT活用の推進のための各技術に関する実施要領、積算方法など必要な事項について事務所へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

なお、実施体制の整備にあたっては、i-Construction モデル事務所及び i-Construction サポート事務所を活用し、事務所等職員の技術力向上に向けた措置を講ずるものとする。

第3 ICT活用の推進を図るための措置

3-1 ICT活用工事の実施

ICT活用工事とは、「i-Construction における「ICTの全面的な活用」の実施要領等について」に示す施工プロセスの各段階において、以下に示すICT施工技術を活用する工事である。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量

- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3-1-1 必要な経費の計上

ICT活用工事等を実施する場合、以下に応じて必要な経費を計上する。

(1) ICT活用工事（発注者指定型）

発注者の指定によりICT活用工事を実施する場合、別途定める積算要領により必要な経費を計上する。

あわせて、ICT活用工事の活用効果等に関する調査や施工合理化調査を実施する場合、調査に必要な費用を計上する。

(2) ICT活用工事（施工者希望型）

受注者からの提案・協議によりICT活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、別途定める積算要領により必要な経費を計上する。

なお施工者希望型は、総合評価落札方式においてICTの活用を評価項目とするもの（「施工者希望Ⅰ型」という。）と評価項目としないもの（「施工者希望Ⅱ型」という。）により行うものとする。

あわせて、ICT活用工事の活用効果等に関する調査や施工合理化調査を実施する場合、調査に必要な費用を計上する。

3-1-2 総合評価落札方式における評価

ICT活用工事における施工者希望Ⅰ型（「ICT活用工事（舗装工（修繕工）」））では、総合評価落札方式において、ICT活用の計画について評価出来るものとする。

3-1-3 工事成績評定における評価

ICT活用工事を実施した場合には、工事成績評定において評価するものとする。

なお、「ICT活用工事（土工）」、「ICT活用工事（河川浚渫）」、「ICT活用工事（地盤改良工）固結工（中層混合処理）」、「ICT活用工事（地盤改良工）固結工（スラリー攪拌工）」については、ICT施工の原則化に伴い、工事成績評定における加点措置は実施しないものとする。

3-2 建設現場における施工の見える化促進（ICT施工 StageⅡの実施）

ICTを活用することにより、建設現場におけるあらゆる活動をデータにより可視化することで現場の状況を把握（見える化）するとともに、見える化した情報を基に必要な人員や資機材を見直す等により建設現場を最適化するICT施工 StageⅡの取組を推進するものとする。

なお、ICT施工 StageⅡの活用効果や基準類整備のために必要なアンケート調査を実施する場合は、協力するものとする。

3-2-1 総合評価落札方式における評価

総合評価落札方式において、ICT 施工 Stage II の計画について評価出来るものとする。

第4 ICT活用の推進のための当面の留意点

ICT活用の推進にあたって、受注者が円滑にICT活用工事を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

4-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

ICT活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがICT活用の円滑な推進のために必要である。

このため、ICT活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

また、デジタル技術を活用して業務の効率化を進めるため、新しい監督・検査等の手法を積極的に試行すること

4-2 設計データの3次元化のための費用負担と設計図書の変更

ICT活用工事を実施するためには個々の技術に適合した3次元設計データ※が必要である。この設計データの3次元化にかかる費用は発注者が負担するものとする。

発注者は、受注者が3次元設計データを用いて設計図書の照査を行った結果を踏まえて、設計図書の変更を行うものとする。

※3次元設計データとは、道路中心線形又は法線（平面線形、縦断線形）、出来形横断面形状、工事基準点情報及び利用する座標系情報など設計図書に規定されている工事目的物の形状とともに、それらをTINなどの面データで出力したものである。出来形管理対象となる位置を線や座標としてデータ化したものも含むものとする。

4-3 BIM/CIMにおけるICT活用工事の位置づけ

「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針」において、設計段階で作成するデータを活用し、生産性向上や手戻りの防止に積極的に取り組むことと位置づけられているため、受注者へ必要なデータを共有・伝達するものとする。

4-4 機械・機器調達に関する支援制度の周知

発注者が開催する講習会等を通じ、受注者がICT活用工事を実施するのに必要な機械・機器などを調達する場合、様々な税制優遇措置、補助金制度、低利融資制度を活用することがICT活用の推進につながるため、活用できる制度の周知を積極的に実施する。

以 上

(旧)	(新)
<p style="text-align: right;">国官技第 487 号 令和 7 年 3 月 11 日</p> <p>各地方整備局 企画部長 殿 北海道開発局 事業振興部長 殿</p> <p style="text-align: right;">大臣官房技術調査課長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">i-Construction における「ICTの全面的な活用」について</p> <p>i-Construction における「ICTの全面的な活用」の取り組みの更なる促進を図るべく、別紙「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」に基づき、一層の普及推進を図りたい。</p> <p>本通達は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札契約手続きを開始する工事について適用するものとする。なお、別途定める積算要領については、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札書提出期限が設定している工事についても適用するものとする。</p> <p>また、「i-Construction における「ICTの全面的な活用」について」(令和 6 年 3 月 21 日付け国官技第 817 号) は、令和 7 年 3 月 11 日をもって廃止する。</p> <p>.</p> <p>.</p>	<p style="text-align: right;">国官技第 513 号 国官参イ第 238 号 令和 8 年 3 月 13 日</p> <p>各地方整備局 企画部長 殿 北海道開発局 事業振興部長 殿</p> <p style="text-align: right;">大臣官房 技術調査課長 参事官 (イノベーション) (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">i-Construction における「ICTの全面的な活用」について</p> <p>i-Construction における「ICTの全面的な活用」の取り組みの更なる促進を図るべく、別紙「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」に基づき、一層の普及推進を図りたい。</p> <p>本通達は、令和 7<u>8</u> 年 4 月 1 日以降に入札契約手続きを開始する工事について適用するものとする。なお、別途定める積算要領については、令和 7<u>8</u> 年 4 月 1 日以降に入札書提出期限を設定している工事についても適用するものとする。</p> <p>また、「i-Construction における「ICTの全面的な活用」について」(令和 6<u>7</u> 年 3 月 21<u>11</u> 日付け国官技第 817<u>487</u> 号) は、令和 7<u>8</u> 年 3<u>0</u> 月 11<u>13</u> 日をもって廃止する。</p> <p>.</p> <p>.</p>

－ 別 紙 －

ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針

第1 ICTの全面的な活用を推進する工種

これまでの技術の普及状況等を踏まえ、以下の工種について「ICTの全面的な活用」（以下、「ICT活用」という）の推進を図るものとする。

ただし、その他の工種についても本省と協議のうえ、ICTの活用の推進を図る必要があると判断された工種については、積極的にその活用の推進を図るものとする。

ICT活用を推進する工種

工事工種体系ツリーにおける下記工種（レベル2）とする。

- ・河川土工、海岸土工、砂防土工
- ・道路土工
- ・舗装工
- ・付帯道路工
- ・浚渫工（バックホウ浚渫船）
- ・法面工
- ・地盤改良工
- ・法覆護岸工
- ・排水構造物工
- ・擁壁工
- ・構造物工
- ・基礎工

第2 実施体制

ICT活用の推進にあたっては、各地方整備局等が一体となって取り組む体制を整備し、ICT活用の推進のための各技術に関する実施要領、積算方法など必要な事項について事務所へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

なお、実施体制の整備にあたっては、i-Construction モデル事務所及び i-Construction サポート事務所を活用し、事務所等職員の技術力向上に向けた措置を講ずるものとする。

第3 ICT活用の推進を図るための措置

3-1 ICTを活用した工事等

3-1-1 ICT活用工事の実施

ICT活用工事とは、「i-Construction における「ICTの全面的な活用」の実施要領等について」に示す施工プロセスの各段階において、以下に示すICT施工技術を活用する工事である。

－ 別 紙 －

ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針

第1 ICTの全面的な活用を推進する工種

これまでの技術の普及状況等を踏まえ、以下の工種について「ICTの全面的な活用」（以下、「ICT活用」という）の推進を図るものとする。

ただし、その他の工種についても本省と協議のうえ、ICTの活用の推進を図る必要があると判断された工種については、積極的にその活用の推進を図るものとする。

ICT活用を推進する工種

工事工種体系ツリーにおける下記工種（レベル2）とする。

- ・河川土工、海岸土工、砂防土工
- ・道路土工
- ・舗装工
- ・付帯道路工
- ・浚渫工（バックホウ浚渫船）
- ・法面工
- ・地盤改良工
- ・法覆護岸工
- ・排水構造物工
- ・擁壁工
- ・構造物工
- ・基礎工

第2 実施体制

ICT活用の推進にあたっては、各地方整備局等が一体となって取り組む体制を整備し、ICT活用の推進のための各技術に関する実施要領、積算方法など必要な事項について事務所へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

なお、実施体制の整備にあたっては、i-Construction モデル事務所及び i-Construction サポート事務所を活用し、事務所等職員の技術力向上に向けた措置を講ずるものとする。

第3 ICT活用の推進を図るための措置

~~3-1 ICTを活用した工事等~~

3-1 ICT活用工事の実施

ICT活用工事とは、「i-Construction における「ICTの全面的な活用」の実施要領等について」に示す施工プロセスの各段階において、以下に示すICT施工技術を活用する工事である。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3-1-2 必要な経費の計上

ICT活用工事等を実施する場合、以下に応じて必要な経費を計上する。

(1) ICT活用工事（発注者指定型）

発注者の指定によりICT活用工事を実施する場合、別途定める積算要領により必要な経費を計上する。

あわせて、ICT活用工事の活用効果等に関する調査や施工合理化調査を実施する場合、調査に必要な費用を計上する。

(2) ICT活用工事（施工者希望型）

受注者からの提案・協議によりICT活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、別途定める積算要領により必要な経費を計上する。

なお施工者希望型は、総合評価落札方式においてICTの活用を評価項目とするもの（「施工者希望Ⅰ型」という。）と評価項目としないもの（「施工者希望Ⅱ型」という。）により行うものとする。

あわせて、ICT活用工事の活用効果等に関する調査や施工合理化調査を実施する場合、調査に必要な費用を計上する。

3-1-3 総合評価落札方式における評価

ICT活用工事における施工者希望Ⅰ型（「ICT活用工事（舗装工）」、「ICT活用工事（舗装工（修繕工）」）では、総合評価落札方式において、ICT活用の計画について評価するものとする。

3-1-4 工事成績評定における評価

ICT活用工事を実施した場合には、工事成績評定において評価するものとする。

なお、「ICT活用工事（土工）」、「ICT活用工事（河川浚渫）」については、ICT施工の原則化に伴い、工事成績評定における加点措置は実施しないものとする。

3-1-5 建設現場における施工の見える化促進（ICT施工 StageⅡの実施）

ICTを活用することにより建設現場で得られる様々な情報を見る化するICT施工 StageⅡの取組の促進に向けた試行工事を実施するものとする。

なお、試行工事を実施した場合は、ICT施工 StageⅡの活用効果や基準類整備のために必要なアンケート調査を実施する場合は、協力するものとする。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

~~3-1-2~~ 3-1-2-1 必要な経費の計上

ICT活用工事等を実施する場合、以下に応じて必要な経費を計上する。

(1) ICT活用工事（発注者指定型）

発注者の指定によりICT活用工事を実施する場合、別途定める積算要領により必要な経費を計上する。

あわせて、ICT活用工事の活用効果等に関する調査や施工合理化調査を実施する場合、調査に必要な費用を計上する。

(2) ICT活用工事（施工者希望型）

受注者からの提案・協議によりICT活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、別途定める積算要領により必要な経費を計上する。

なお施工者希望型は、総合評価落札方式においてICTの活用を評価項目とするもの（「施工者希望Ⅰ型」という。）と評価項目としないもの（「施工者希望Ⅱ型」という。）により行うものとする。

あわせて、ICT活用工事の活用効果等に関する調査や施工合理化調査を実施する場合、調査に必要な費用を計上する。

~~3-1-3~~ 3-1-3-2 総合評価落札方式における評価

ICT活用工事における施工者希望Ⅰ型（~~「ICT活用工事（舗装工）」~~、「ICT活用工事（舗装工（修繕工）」）では、総合評価落札方式において、ICT活用の計画について評価出来るものとする。

~~3-1-4~~ 3-1-4-3 工事成績評定における評価

ICT活用工事を実施した場合には、工事成績評定において評価するものとする。

なお、「ICT活用工事（土工）」、「ICT活用工事（河川浚渫）」、「ICT活用工事（地盤改良工）固結工（中層混合処理）」、「ICT活用工事（地盤改良工）固結工（スラリー攪拌工）」については、ICT施工の原則化に伴い、工事成績評定における加点措置は実施しないものとする。

~~3-1-5~~ 3-1-5-2 建設現場における施工の見える化促進（ICT施工 StageⅡの実施）

ICTを活用することにより建設現場で得られる様々な情報を見る化におけるあらゆる活動をデータによって見える化することで現場の状況を把握するとともに、見える化した情報を基に必要な人員や資機材を見直す等により建設現場を最適化するICT施工 StageⅡの取組の促進に向けた試行工事を推進するものとする。

なお、~~「試行工事を実施した場合は」~~ICT施工 StageⅡの活用効果や基準類整備のために必要なアンケート調査を実施する場合は、協力するものとする。

3-2-1 総合評価落札方式における評価

総合評価落札方式において、ICT 施工 Stage II の計画について評価出来るものとする。

第4 ICT活用の推進のための当面の留意点

ICT活用の推進にあたって、受注者が円滑にICT活用工事を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

4-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

ICT活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがICT活用の円滑な推進のために必要である。

このため、ICT活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

また、デジタル技術を活用して業務の効率化を進めるため、新しい監督・検査等の手法を積極的に試行すること

4-2 設計データの3次元化のための費用負担と設計図書の変更

ICT活用を実施するためには個々の技術に適合した3次元設計データ*が必要である。この設計データの3次元化にかかる費用は発注者が負担するものとする。

発注者は、受注者が3次元設計データを用いて設計図書の照査を行った結果を踏まえて、設計図書の変更を行うものとする。

※3次元設計データとは、道路中心線形又は法線（平面線形、縦断線形）、出来形横断面形状、工事基準点情報及び利用する座標系情報など設計図書に規定されている工事目的物の形状とともに、それらをTINなどの面データで出力したものである。出来形管理対象となる位置を線や座標としてデータ化したものも含むものとする。

4-3 BIM/CIMにおけるICT活用工事の位置づけ

「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針」において、設計段階で作成するデータを活用し、生産性向上や手戻りの防止に積極的に取り組むことと位置づけられているため、受注者へ必要なデータを共有・伝達するものとする。

4-4 機械・機器調達に関する支援制度の周知

発注者が開催する講習会等を通じ、受注者がICT活用工事を実施するのに必要な機械・機器などを調達する場合、様々な税制優遇措置、補助金制度、低利融資制度を活用することがICT活用の推進につながるため、活用できる制度の周知を積極的に実施する。

以 上

第4 ICT活用の推進のための当面の留意点

ICT活用の推進にあたって、受注者が円滑にICT活用工事を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

4-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

ICT活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがICT活用の円滑な推進のために必要である。

このため、ICT活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

また、デジタル技術を活用して業務の効率化を進めるため、新しい監督・検査等の手法を積極的に試行すること

4-2 設計データの3次元化のための費用負担と設計図書の変更

ICT活用を実施するためには個々の技術に適合した3次元設計データ*が必要である。この設計データの3次元化にかかる費用は発注者が負担するものとする。

発注者は、受注者が3次元設計データを用いて設計図書の照査を行った結果を踏まえて、設計図書の変更を行うものとする。

※3次元設計データとは、道路中心線形又は法線（平面線形、縦断線形）、出来形横断面形状、工事基準点情報及び利用する座標系情報など設計図書に規定されている工事目的物の形状とともに、それらをTINなどの面データで出力したものである。出来形管理対象となる位置を線や座標としてデータ化したものも含むものとする。

4-3 BIM/CIMにおけるICT活用工事の位置づけ

「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針」において、設計段階で作成するデータを活用し、生産性向上や手戻りの防止に積極的に取り組むことと位置づけられているため、受注者へ必要なデータを共有・伝達するものとする。

4-4 機械・機器調達に関する支援制度の周知

発注者が開催する講習会等を通じ、受注者がICT活用工事を実施するのに必要な機械・機器などを調達する場合、様々な税制優遇措置、補助金制度、低利融資制度を活用することがICT活用の推進につながるため、活用できる制度の周知を積極的に実施する。

以 上